

公益社団法人 24 時間テレビチャリティー委員会

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、本社の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(監事報酬)

第3条 本社の役員は、無報酬とする。ただし、非常勤役員たる監事には、職務執行の対価として（別表）定例役員報酬額表に基づき、毎月末、現金を指定の銀行口座に振り込むものとする。

(費用の支給)

第4条 本社は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

(別表) 定例役員報酬額表 (単位: 円)

| | 報酬額 |
|----|---------|
| 月額 | 100,000 |

平成 25 年 12 月 1 日施行

平成 26 年 4 月 9 日改正

令和元年 12 月 1 日改正

令和 3 年 12 月 1 日改正